

## 第5章

### 景観まちづくりの推進

## 第5章 景観まちづくりの推進

景観まちづくりは、市民・事業者・行政のそれぞれが取組の主体として、役割と責任を担い協働により進めていくことが大切です。そのためには、景観まちづくりの目標や方針を共有し、総合的・計画的に取組を進めていくことが必要です。

ここでは、景観まちづくりの施策体系を以下のように定め、施策体系に基づき効率的な取組を進めていきます。

### 景観まちづくりの基本目標

「街と里」… 地域の個性や多様性を表す、統一性のあるふるさと景観まちづくり

### 景観まちづくりの前提

#### 1. 景観まちづくりの主体と役割

- (1) 市民の役割
- (2) 事業者の役割
- (3) 行政の役割

### 景観まちづくりの推進

#### 2. 良好的な景観の保全・創造

- (1) 景観形成のルールづくり
- (2) 景観資源の保全・活用
- (3) 景観に配慮した公共施設の整備

#### 3. 景観まちづくりの推進体制の構築

- (1) 国・県・他市町村との連携強化
- (2) 景観審議会の設置
- (3) 市民の自主的な活動の支援
- (4) 景観の定期的点検

#### 4. 景観まちづくりに関する意識向上

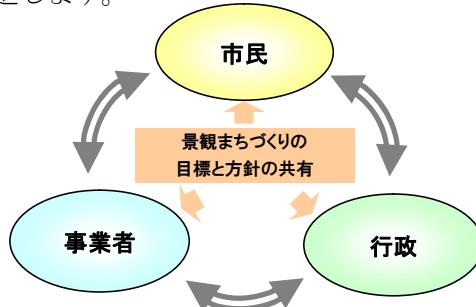
- (1) 広報・啓発活動の充実
- (2) 学習機会等の提供
- (3) 身近な取組の実践
- (4) 市民等の提案制度

#### 5. 市民による景観まちづくりに向けて

## 1. 景観まちづくりの主体と役割

景観まちづくりを進めていくためには、景観を守り、創るとともに人々の理解と協力が必要です。

そのためには、市民・事業者・行政が下松市の共有財産である景観の価値を認識し、景観まちづくりの目標と方針を共有した上で、それぞれがお互いの立場と役割を認め合い、できるところから一步一步確実に進めていくことが大切です。先人から受け継いだ下松市のかけがえのない美しい景観を守り・育て・創造していくために、多様な主体、人々の協働によって景観まちづくりを推進します。



### (1) 市民の役割

市民は、自らが生活・活動するまちを心地よいまちとしていくために、花いっぱい運動や清掃活動を通じたまちの美化、景観に配慮した住まいづくりや暮らし方など、市民一人ひとりが自らできることを自発的に進めていくことが求められます。

最も身近なところで景観まちづくりを進めていく主体であることを認識し、身の回りの小さな取組が少しずつ広がり、その活動の輪が市全体に広がっていくように、積極的に取り組むものとします。

### (2) 事業者の役割

事業者は、事業活動等を通じて景観まちづくりに果たす役割が大きいことを認識し、地域社会の一員として景観まちづくりに向けた活動に参加・協力することが求められます。

そのため、緑地や修景や建物の色彩などを工夫するなど、景観への配慮を積極的に取り組むものとします。

### (3) 行政の役割

下松市の良好な景観まちづくりを主導していく立場であり、下松市の特徴を把握し、市民・事業者の意見を十分に反映しながら、景観の保全・形成のための施策を展開していくとともに、市民・事業者・行政の協働を積極的に推進します。また、景観に関する啓発活動や情報提供などを通じて景観まちづくり活動に対する支援、協議する場の創出に取り組むものとします。

## 第5章 景観まちづくりの推進

### 2. 良好的な景観の保全・創造

#### (1) 景観形成のルールづくり

##### ① 景観計画の普及と推進

景観計画及びガイドラインの普及に努め、市民・事業者・行政が景観まちづくりの目標や方針を共有し、交流と連携の輪を広げ、地域の活性化につながる取組を進めます。

また、下松市の景観に影響を及ぼす可能性がある行為は、「届出が必要な行為」として「景観形成基準」に基づき審査を行い、円滑な運用を通じて下松市の景観形成を推進します。

##### ② 景観まちづくりの手法検討

###### ・景観協定による景観まちづくり

景観法では、景観計画以外にも、当該区域内の土地所有者全員の合意に基づき、地区的景観形成に必要な建物の形態意匠や緑化などに関するルールを定めることができる仕組みとして「景観協定」があります。地域の実情に応じて、景観を構成する要素ごとにきめ細やかな基準を定めた協定に安定性や永続性を与える手法が有効であることから、地域住民の発意に基づき進めます。

###### ・地区指定による景観まちづくり（景観まちづくり重点地区、景観地区、準景観地区）

住民による積極的な景観まちづくり活動等が行われている地区など、特に景観まちづくりを重点的に進めていくことが望まれる地区を「景観まちづくり重点地区」と位置づけ、地域住民との十分な協議を行いながら、地区の選定と地区の実情にあたったきめ細やかなルールづくりの検討を行います。また、法に定められた「景観地区」「準景観地区」についても、必要に応じて検討を行います。

##### ③ 景観計画の見直し

景観計画は、一度策定して終わりというものではなく、計画に沿って、様々な施策や仕組みが発効することから、今後も下松市の景観まちづくりに必要な施策等を継続的に検討し、景観計画に盛り込んでいきます。

また、社会情勢等の変化に対応していくため、必要に応じて計画の見直しを行います。

### (2) 景観資源の保全・活用

下松市の優れた景観資源を収集しデータベース化を進め、継続的な状況把握を行い、景観資源の保全を図ります。

景観重要建造物及び景観重要樹木の指定については、指定の必要性・妥当性を評価し、所有者等の意見を踏まえながら、必要に応じて指定の検討を行います。

### (3) 景観に配慮した公共施設の整備

景観形成を図るべき公共施設の整備にあたっては、国土交通省が示す景観形成ガイドライン及び山口県公共事業景観形成ガイドラインを参考にしつつ、質の高い公共施設の整備をめざします。

また、景観重要公共施設の指定については、シンボルロードや眺望の優れた道路、河川や公園など景観上重要な公共施設は、周辺との調和に配慮した公共施設の整備を行うため、施設管理者と協議の上指定を進めます。

### 3. 景観まちづくりの推進体制の構築

#### (1) 国・県・他市町村との連携強化

国や県との景観施策の連携を図り、公共施設の整備や適切な管理、各種事業の実施、景観形成に関する情報収集等に取り組みます。

また、山口県の景観アドバイザー等の取組を活用するとともに、景観に関する国や県の補助制度の活用を検討し、下松市の景観形成に効果的な施策の推進を図ります。

あわせて、県内及び全国の市町村の景観に関する先進的な取組に関する情報収集に取り組みます。

#### (2) 景観審議会の設置

景観の専門家や関係機関などから構成される景観審議会を設置します。この審議会では、景観計画の運用、景観まちづくり重点地区の設定、景観重要建造物等の指定、景観計画の見直し等の重要事項について審議を行い景観行政を進めます。

#### (3) 市民の自主的な活動の支援

花いっぱい運動をはじめ、河川や海岸などの公共の場の清掃活動といった景観まちづくりに関する市民の自主的な活動の支援や情報提供を行い、市民が主体となった運動の活発化を図ります。

また、市民活動の取組の促進に向け、県内及び全国の自治体やN P O等の取組事例や支援制度の紹介、専門家やコーディネーターの派遣等、多様な支援制度を検討します。

#### (4) 景観の定期的点検

景観まちづくりに向け、市内主要箇所について景観の観測地点を設け定期的な点検を行います。

### 4. 景観まちづくりに関する意識向上

#### (1) 広報・啓発活動の充実

市民一人ひとりの景観まちづくりに関する意識を高めるため、市ホームページや広報への掲載など、多様な媒体を活用して、下松市の景観を紹介していきます。

#### (2) 学習機会等の提供

ひとりでも多くの人が景観形成に対する理解や認識を深め、積極的に景観まちづくりに関わってもらうため、小学校や中学校を対象に「景観まちづくり学習」の機会の提供に努めます。

#### (3) 身近な取組の実践

良好な景観形成を進めるためには、市民一人ひとりが地域へ愛着と誇りを持ち、継続的に地域の景観まちづくりに取り組むことが重要です。

このため、花いっぱい運動や環境美化活動を通じ、身近な景観を考える機会の提供に努めます。

#### (4) 市民等の提案制度

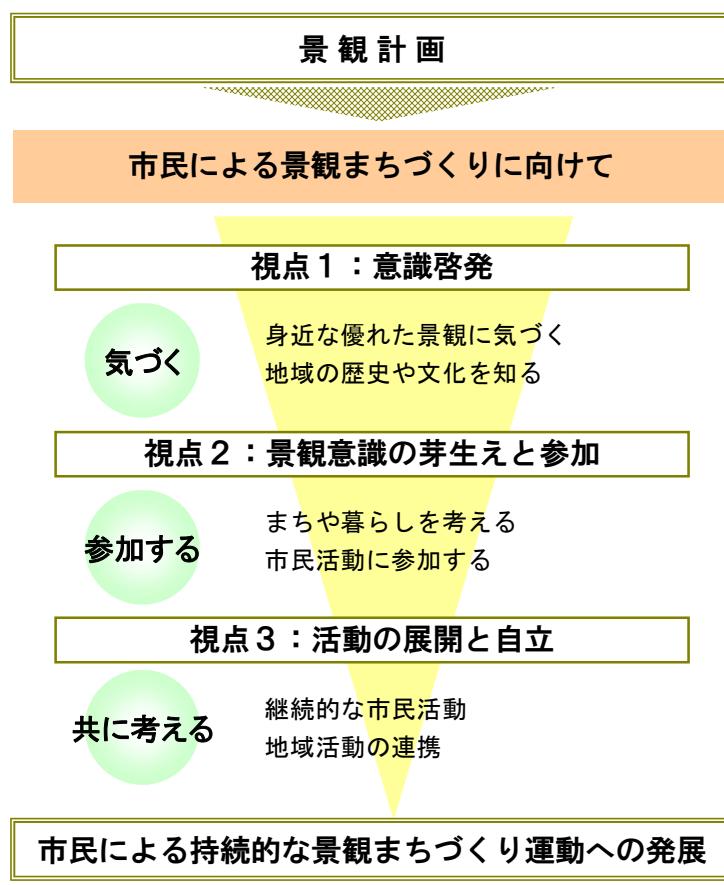
景観法では、地域に住む市民や団体等が、地域の個性を活かしたまちづくりや景観形成のあり方を考え、それを実現するための具体的方策を行政に対して提案することができる「市民等による提案制度」が整備されています。

これらの提案制度を市民や団体等が活用し、地域に愛着と誇りをもち、楽しみながら継続的に地域の景観まちづくりに取り組んでいけるよう支援に努めます。

## 5. 市民による景観まちづくりの推進

景観まちづくりは、市民の日々の生活の中にあり、住まいや暮らし、生産活動に表れてきます。

ここでは、市民による景観まちづくりに向けて、3つの視点「意識啓発」「景観意識の芽生えと参加」「活動の展開と自立」から、市民による持続的な景観まちづくり運動への発展をめざした取組を推進します。



### 視点1：意識啓発

身近な街や里、山や川、神社仏閣や史跡をもう一度、歩いて見てみましょう。四季折々に移り変わる山や里、川や海などの自然、長い歴史を感じる神社仏閣、華やいだ商店や落ち着いたまちなみなど新たな発見があるはずです。

#### 身近な優れた景観に気づくために・・・

- 地域の歴史や伝統、文化を知る。
- 市内を歩くことを通じて身近にある優れた景観に気づく。
- 子どもの頃から、地域の様々な景観に触れる機会を持つ。



笠戸島家族旅行村から見る「笠戸湾」

### 視点2：景観意識の芽生えと参加

地域の歴史や文化を学び、まちや暮らしについて考えてみましょう。街角の花壇や公園、広場、川の流れや瀬戸内海の浜辺は、多くの人々によって守られています。

#### 景観まちづくりに参加するためには・・・

- 地域の歴史や伝統、文化を学び、祭りに参加する。
- 花いっぱい運動などを通じて、地域の緑化推進活動に参加する。
- 公民館活動、町内会活動などに参加し、まちや暮らしの中の景観まちづくりを考えていく。
- 自治会での町内清掃活動、「市内一斉ごみゼロ運動」や河川や公共の場などの清掃活動に参加する。



国道188号バラ園  
(花岡バラづくりの会)



花いっぱい運動  
(市の花サルビアの植栽)

### 視点3：活動の展開と自立

市民活動を通じて語り合い、まちづくりの問題点を考え、まちの将来像を描き、新たな活動や地域おこし、中山間と都市地域といった地域間交流などによって、年代を超えて、地域を超えた交流や様々な活動の輪が広がっていきます。

#### 景観まちづくりを共に考えていくために・・・

- 地域の歴史や伝統、文化を育て、祭り等の支援をする。新たな祭りを創造する。
- 緑化推進イベントなどを通じて、花いっぱい運動の輪を広げる。
- 公民館活動、町内会活動などで、専門家を招いてまちや暮らし中の景観まちづくりのプランを考える。
- 棚田や里山の中山間と都市地域との交流促進と支援を進める。



道路を走る高速鉄道車両見学  
プロジェクト

### 市民による持続的な景観まちづくり活動の推進

景観まちづくりに向け、継続的な市民による活動が大切です。身の回りの景観まちづくりから発展し、市民・事業者が主体のまちづくりへの発展を図ります。

#### 市民が主体のまちづくりへ・・・

- 地域の景観まちづくりに多様な手法（景観協定、景観まちづくり重点地区など）を活用していく。令和2年度に桜町において景観協定が認可されている。
- 市民・事業者・行政との協力体制の積極的な推進に向け、下松市の景観を広く考え進めていく。



景観協定によるまちなみ